

令和 5 (2023) 年度 国立市行政経営方針

令和 4 (2022) 年 8 月

国 立 市

目次

第 1 行政経営方針の位置づけ	1
第 2 現状と課題	1
■社会・国際情勢	
1 新型コロナウイルス感染症の状況	
2 ロシアによるウクライナ侵略等の影響	
■経済状況等	
1 日本の経済状況	
2 政府動向	
3 国立市の経済状況等	
■国立市行政経営を取り巻く環境	
1 人口動態	
2 市民生活等	
3 行政経営上の課題	
第 3 財政状況（令和 3（2021）年度決算の概況）	7
■決算の概況	
第 4 令和 5（2023）年度重点施策の考え方	8
■施策推進に当たっての基本的な考え方	
■新型コロナウイルス感染症への対応	
■行政評価に基づく施策の分類	
■令和 5（2023）年度行政経営方針のイメージ	
第 5 令和 5（2023）年度重点施策の考え方及び各施策の方向性	1 1
■各施策の方向性	
(0) 新型コロナウイルス感染症を始めとする急激な社会情勢の変化への対応	
(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）	
(2) 成果の向上を目指す施策	
(3) 現在の成果水準を維持すべき施策	

(4) 市政の推進を支える施策

【参考資料】

図 1 決算額の推移（一般会計）

図 2 経常収支比率の推移

図 3 地方債残高の推移

図 4 基金残高の推移

【行政経営方針策定の経過】

第 1 行政経営方針の位置づけ

本方針は、行政評価システムの PDCA サイクルを確立し、次年度の施策の取組の方向性を大枠として示し、成果の向上を図ろうとするものである。すなわち、施策評価の結果をもとに、施策の優先順位を示すとともに、令和 5（2023）年度予算編成方針及び令和 5～8（2023～2026）年度実施計画策定に向けた市の施策の方向性と重点施策を示すものである。

市の行政組織のすべての構成員に課せられた責務は、住民福祉の向上を図るため、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政運営の実現に努めることである。本方針を踏まえて予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに、事業のスクラップアンドビルドを行ったうえで精選した事業を積極的に展開していくこととする。

第 2 現状と課題

■社会情勢・国際情勢

1 新型コロナウイルス感染症

(1) 感染状況

新型コロナウイルス感染症は、日本国内において令和 2（2020）年 1 月に感染者が初めて確認されてから 3 年が経過したが、依然感染の拡大と縮小を繰り返しており、令和 4（2022）年 7 月 28 日には、1 日当たりの都内新規陽性者数が初めて 4 万人を超えるなど、「第 7 波」と呼ばれる、爆発的な感染拡大期を迎えている。医療提供体制の逼迫を受けて、感染法上の分類見直しも検討されているものの、収束は未だ見通すことができない状況である。国立市においても、区部と比較すると陽性者数は低い水準で推移しているものの、令和 4（2022）年 8 月 22 日現在の累計患者数は過去最多の 10,840 人となっており、保健所機能が麻痺していることもあって、大幅に増加

した自宅療養者に対して、在宅療養専門医との連携のもと、健康観察や生活物資の提供等を通じて、市が直接生活支援を行っている状況である。

(2) ワクチン接種状況

感染症の発症及び重症化を予防し、もってまん延防止を図ることを目的とした新型コロナウイルス感染症のワクチンは、令和 3（2021）年 2 月に日本国内における最初のワクチンが薬事承認されて以降、接種対象の年齢人口となる約 74,000 人の市民に対して、合計 4 回の接種が実施されている。国立市においても、令和 4（2022）年 8 月 16 日現在、1 回目接種 84.3%、2 回目接種 83.9%、3 回目接種 71.9%の市民がワクチン接種を受けている。（※4 回目接種（60 歳以上及び 18 歳から 59 歳の基礎疾患保有者、医療従事者等及び高齢者施設等従事者のみ対象）

2 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻

(1) 原油価格・物価高騰

令和4（2022）年2月24日、ロシアは国連憲章51条の集団的自衛権を主張し、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。ロシアに対する先進国の経済制裁やロシア間の輸出入の禁止措置を受けた原油や原材料価格等の高騰が物価を押し上げている。さらに、「ゼロコロナ」を目指す中国が上海市等を封鎖したことによって半導体や工業製品の供給が滞ったこと、金融緩和を続ける日本と利上げを進めるアメリカの金利差によって急速に進んだ円安などが、物価高騰を招く要因となっている。6月の消費者物価指数は、天候による変動が大きい生鮮食品を除いた指数が前年同月比で2.2%上回り、10カ月連続で上昇している。「エネルギー」全体では16.5%、「生鮮食品を除く食料」は3.2%と前年同月比で大きく上昇しており、企業が原材料価格の上昇分を商品価格に転嫁する動きが広がってきていることから、食料品や日用品を中心に物価高騰は当面の間続くことが予想されている。

■経済状況等

1 日本の経済状況

(1) 景気判断

我が国の景気は、「緩やかに持ち直している」と基調判断されている（月例経済報告 令和4年7月 内閣府）。その理由としては、生産は持ち直しの動きに足踏みが見られるものの、個人消費・設備投資に持ち直しの動きが見られることが挙げられる。一方で、企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みが見られるとされている。

(2) 雇用情勢

日次有効求人件数や民間の求人動向等を踏まえて、持ち直していると示されており、先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。

(3) 経済情勢

日本銀行の「経済・物価情勢の展望（2022年7月）」によれば、基本的見解《概要》として「日本経済の先行きを展望すると、見通し期間の中盤にかけては、ウクライナ情勢等を受けた資源価格上昇による下押し圧力を受けるものの、新型コロナウイルス感染症や供給制約の影響が和らぐもとで、回復していくとみられる。その後は、所得から支出への前向きの循環メカニズムが徐々に強まるもとで、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる。」としている。一方で、「リスク要因をみると、引き続き、内外の感染症の動向やその影響、今後のウクライナ情勢の展開、資源価格や海外の経済・物価動向など、わが国経済をめぐる不確実性はきわめて高い。そのもとで、金融・為替市場の動向やそのわが国経済・物価への影響を、十分注視する必要がある。」と付記されている。

2 政府動向

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」を令和 4（2022）年 6 月に閣議決定した。

(1) 我が国を取り巻く環境変化と日本経済

新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻等といった我が国を取り巻く環境変化や、輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化等といった国内における構造的課題など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せているなか、「社会課題の解決に向けた取組それ自体を付加価値創造の源泉として成長戦略に位置づけ官と民が協力して計画的・重点的な投資と改革を中長期的に行い、課題解決と経済成長を同時に実現」し、「経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する『新しい資本主義』を起動する」としている。

(2) 新しい資本主義に向けた重点投資分野

① 「人への投資と分配」

多様な働き方の推進や質の高い教育の提供、資産所得倍増プランの策定等

② 「科学技術・イノベーションへの投資」

バイオテクノロジー・医療分野等への官民連携による投資の拡充等

③ 「スタートアップ（新規創業）への投資」

5 年 10 倍増を視野に入れたスタートアップ育成 5 か年計画の策定等

④ 「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」

成長志向型カーボンプライシング構想の具体化（GX 経済移行債（仮称））等

⑤ 「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」

行政のデジタル化推進、サイバーセキュリティ戦略等

(3) 社会課題の解決に向けた取組

① 「民間による社会的価値の創造」

PPP／PFI の活用等による官民連携の推進、社会的起業家の支援強化等

② 「包摂社会の実現」

少子化対策・こども政策（子ども家庭庁の創設）、共生社会づくり等

③ 「多極化・地域活性化の推進」

デジタル田園都市国家構想、多極化された仮想空間（Web 3.0 等）等

④ 「経済安全保障の徹底」

エネルギーや食料を含めた経済安全保障の徹底、自由貿易推進等

(4) マクロ経済運営

世界経済の不確実性が増す中、当面、2 段階のアプローチで万全の対応を行う。

- ① 総合緊急対策を講じることにより、国民生活や経済への更なる打撃を抑制し、厳しい状況にある方々を全力で支援し、コロナ禍からの回復を確かなものにす

ることによって国民の安心を確保。(第1段階)

- ② 骨太方針 2022 や新しい資本主義に向けたグランドデザイン・実行計画をジャンプスタートさせるために総合的な方策を早急に具体化し、実行。(第2段階)

その上で、これらの政策遂行の基盤となる強固で持続可能な経済・財政・社会保障制度の構築に向けた経済・財政一体改革の取組方針を示し、短期と中長期の整合性を確保した経済財政運営の方針と令和5年度予算編成の考え方を提示している。

3 多摩地域と国立市の経済状況等

(1) 多摩地域の状況

多摩信用金庫経営戦略室地域経済研究所の「多摩けいざい 第101号 2022年8月号」(季刊)によると、総評として「多摩地域の景気は、回復途上にあるが不確実性が高まっている」とされている。回復の途上にあるものの、新型コロナウイルス変異株の流行、資源価格の上昇、ロシアのウクライナ侵攻など外部環境の変化を受けて、将来の不確実性が高まっていると多摩地域の景況を分析している。また、6月期の多摩の中小企業の景気動向調査による業況判断については、前期より15ポイントの増となり、依然としてマイナスとなっているものの、各企業の売上高の回復が業況を押し上げていると見られ、新型コロナウイルスの感染拡大が始まった令和2(2020)年3月期以来、9四半期ぶりの高水準となった。他方で、原材料等仕入価格が顕著に上昇しており、各企業の収益を押し下げる要因となっていることから、今後について楽観的な見通しを持つことは難しい状況である。

(2) 市内中小事業者の状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、度重なり実施された緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が、市内事業者の経営状況に影響を与えている。事業者への支援として、国の月次支援金や都の感染拡大防止協力金が支給されたが、市では独自に、国や都の支援金・給付金の対象外となり、売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少した中小事業者等に対して、事業継続支援金を支給した。計4期に渡って、合計531件支給しており、市内事業者においても売上高が減少したと推測される。

■国立市行政経営を取り巻く現状

1 人口動態

(1) 国立市の人口動態

令和4(2022)年8月1日現在の本市の人口は76,384人(前年同月比△155人)であり、依然として微増微減を繰り返す横ばい傾向が続いている。

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」においては、当市の人口は2030年まで増加を続けると推計されている。その後は減少基調となり、2045年において対2015年比98.5%という総人口指数が示さ

れている。また、令和元（2019）年に実施した国立市住民基本台帳人口に基づく独自推計では、令和 2（2020）年から令和 7（2025）年頃がピークとなり、その後ゆるやかに減少すると推計されている。どちらの推計においても、人口構成の面では少子高齢化を受け、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢人口が増えるの見込まれている。

(2) 東京都の人口動態

東京都の総人口は、令和 3（2021）年中に 48,592 人（0.35%）減少しており、26 年振りに人口が減少した。地域別に見ると、区部は 49,891 人（0.51%）の減少、市郡部は 1,673 人（0.04%）の増加となっており、コロナ禍に伴うテレワークの普及などによる「東京離れ」、「都心離れ」の傾向が顕著に見られる。人口増加率の上位 5 地域には、多摩地域では、ともに中央線沿線市である国分寺市（2.92%増）、小金井市（0.72%増）の 2 自治体が入っている。

2 市民生活等

(1) 課税状況

国立市の納税義務者数は引き続き増加しており、令和 4（2022）年 7 月 1 日現在で 41,129 人であり、過去最多であった対前年同日比+399 人と毎年度増加を続けている状況である。これは、テレワークやフレックスタイム制、短時間勤務制度の導入等といった働き方改革の進展によって雇用形態が大きく変化し、共働き家庭の増加や高齢者雇用の促進等が図られていることが要因と推測される。

(2) 雇用環境

完全失業率は、令和 4（2022）年 6 月現在、全国で 2.6%と前年同月比で 0.3 ポイントの減少となっており、若干の改善傾向は見られるものの、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等による今後の経済の動向によっては悪化することも考えられる。また、厚生労働省が発表した「毎月勤労統計調査 令和 4 年 6 月分結果速報」によると、現金給与総額は 452,695 円で前年同月比 2.2%の増となっており、増加傾向となっているが、今後の経済情勢次第では国立市の市税収入の柱である個人住民税へ影響が生じる可能性がある。

(3) 市民生活

第 14 回国立市市民意識調査（令和 4（2022）年 3 月）では、「これからも国立市に住み続けたいと思う」市民の割合（「ずっと住み続けたい」「当分住み続けたい」の合計）は 83.0%であり、依然高い水準を維持している。

子育て環境については、18 歳以下の子どもがいる市民を対象にした「子育てのしやすい環境が整っていると思う」市民の割合（「思う」「わりと思う」の合計）は 65.4%で、保育園待機児童数が減少していることもあり、前年度から若干増加をしている。

新型コロナウイルス感染症の市民生活への影響は、「外出時の制限」65.1%（前回調査 68.1%）、「ストレス増」51.6%（同 54.6%）、「文化芸術に触れる機会減」43.4%

(同 43.6%) が上位に挙げられているが、割合は減少しており、緊急事態宣言の解除に伴う行動規制の緩和などにより、市民活動が活発になりつつあることが窺える。一方で、「健康悪化(身体・精神)」20.1%(同 19.9%)、「学力機会減少・学力低下」9.8%(同 8.5%)、「家庭内環境の悪化」6.1%(同 4.9%)の割合が増加しており、コロナ禍の長期化に伴う高齢者のフレイル増加、子どもの学力低下、女性相談件数の増加等、依然大きな影響を市民生活に及ぼしている。今後も、新たな変異株の発生やワクチン接種の進展等、様々な変動要素を抱えており、依然先行きは不透明な状況である。

3 行政経営上の課題

(1) 健康まちづくりの推進

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題が目前に迫り、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる 2040 年問題に向けても対策が求められている。医療費や介護保険料など市民の負担が増加する可能性があるほか、財政運営上の課題や支援の担い手が不足していく状況も考えられることから、この間取り組んできた地域包括ケアのまちづくりの経験を踏まえ、「健康・医療・福祉のまちづくり」の実現を目指し、ハード・ソフトを含めた総合的な「健康まちづくり」を推進していかなければならない。

(2) 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営

新型コロナウイルス感染症の市政運営への影響としては、ワクチン接種や自宅療養者支援等といった感染拡大防止対策、給付金や支援金等の市民や事業者への経済的支援等、平時には発生しない業務に確実に対応しながら通常業務を継続していく為に、弾力性を持った定員管理による柔軟な組織体制を構築するなど、自然災害への対応も含めた、非常時における職員の危機対応力の向上を図っていくことが求められる。

(3) 自治体DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

国が推進する地方自治体情報システムの標準化・共通化をはじめ、行政のデジタル化への対応が求められている。令和 2(2020)年 4 月に策定した「国立市行財政改革プラン 2027」に掲げた取組を中心に、行政改革の観点からデジタル技術を積極的に活用し、市民の利便性向上と業務効率化を推進していく必要がある。

■今後の市政運営に向けて

新型コロナウイルスの出現、ウクライナ危機の発生、気候変動問題等により、世界の仕組みは大きく変わり、経済や環境、人権や教育といった社会のあらゆる側面のあり方を見直し、刷新していくことが求められる、グレート・リセットとも称されている時代の転換期を迎えている。先行きが不透明な時代において、将来に渡って持続可能な市政運営を実現していく為には、その根幹に据えるソーシャル・インクルージョンの理念を新たな社会規範として掲げながら、あらゆる変化に柔軟に対応できる行財政運営を行っていかなければならない。

第3 財政状況（令和3（2021）年度決算の概況）

■決算の概況

国立市の令和3（2021）年度決算額（普通会計）は、新型コロナウイルス感染症対策として令和2（2020）年度に実施した特別定額給付金や中小企業支援金を始めとする補助費等が76億7千2百万円減となったことなどから、歳入352億5千3百万円、歳出341億8千2百万円となり、歳入・歳出とも過去最大規模であった前年度に次ぐ規模となった。

基金は、積立額が9億8千万円だったのに対し、取崩額が5億4千4百万円だったことから、基金残高は前年度に比べ4億3千6百万円増の66億7千5百万円となった。また、地方債は、元金償還額が16億6千2百万円だったのに対し、新規借入額が7億6千3百万円だったことから、地方債残高は前年度に比べ8億9千9百万円減の115億3千2百万円となった。

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は97.4%と、前年度の98.3%に比べ0.9ポイント改善した。その要因は、分母（経常一般財源）が地方交付税の増等により5億3千1百万円の増だったのに対し、分子（経常的経費充当一般財源）が扶助費の伸び等により2億2千2百万円の増となり、結果的に分母の増が分子の増を上回ったことによる。

そのほか、令和3（2021）年度決算の特徴としては、新型コロナウイルス感染症対策として多額の支出があったものの、国や都の財源を活用することで、財政調整基金の取崩しを行わなかったことが挙げられる。

今後の展望についてみると、歳入の根幹である市税については、令和3（2021）年度決算では株式譲渡所得の減による個人市民税の減、評価替えによる固定資産税の減に加え、ふるさと納税による財源流出が多額にのぼることや新型コロナウイルス感染症及びロシアによるウクライナへの軍事侵攻の影響により国内外の経済活動の先行きが不透明であることなどから、一層厳しい状況が見込まれる。一方、歳出については、障害福祉サービス費などの扶助費、高齢化の進展に伴う介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金は引き続き伸びていくことが想定されている。更に、国立第二小学校、給食センターの建替えなどの大規模事業も控えており、加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化した場合、その対策経費の増も見込まれるため一層厳しい財政運営が予想される。持続可能な行政運営のため、また国立市が目指すまちの将来像を実現するためにも、引き続き行財政改革を進めていくとともに、事業実施に際しては、経済動向等を注視したうえでその時期や方法について弾力的かつ的確に判断する必要がある。

第 4 令和 5（2023）年度重点施策の考え方

■施策推進に当たっての基本的な考え方

第 5 期基本構想第 2 次基本計画に定める 29 の基本施策を着実に推進する。施策の推進に当たり、基本構想に掲げる基本理念「人間を大切にする」及びソーシャル・インクルージョンの理念の下、効果的に資源を活用し、最小の経費で最大の成果を挙げるよう努力する。

■新型コロナウイルス感染症を始めとする急激な社会情勢の変化への対応

いまだ収束の兆しの見えない新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、不安定な海外情勢による急激な物価高騰に対応しつつも、行政運営を継続し、社会経済環境の影響から市民を守るために必要な措置又は事業は、次に示す行政評価に基づく施策の分類にかかわらず最優先で実施する。

その際、新たな経費を必要とするものについては、国や都の動向を注視し、財源について最大限獲得できるよう努力した上で実施していく。

一方、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により国内外の景気動向が不透明であり、継続的な感染症対策及び市民に対する支援策が必要とされている。そのため、一層厳しい財政運営を求められる中において、令和 5（2023）年度予算を編成するに当たり、必要性和有効性を十分見極めて優先的に実施する施策を精査することが求められる。

■行政評価に基づく施策の分類

令和 5（2023）年度の施策の方向性については、課長層による施策評価における成果等の振り返りを経て、理事者及び部長層による施策優先度評価会議において、成果の向上と維持とともにコストの増加、維持及び抑制の視点から検討し、以下(1)から(3)までの 3 つの区分に分類した。また、市政の根幹をなす施策や、行政組織の内部管理的な要素の強い施策については、「(4) 市政の推進を支える施策」に分類した。これらの分類のうち、総コストを増加させ成果の向上を目指す施策を重点施策に位置付ける。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、重点施策のコストの増加分については原則として他の施策でコストを削減するとともに歳入増加の取組を行うことにより、全体的な財政フレームを調整していくものである。

(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ

るべき水準に達していない又は特に推進すべき施策であると考えられ、成果を向上させるため、厳しい財政状況において施策内の事務事業を見直す前提で、コストの増加を抑えつつ他の施策より優先的に財源を振り向けて取り組むべき分野の施策

(2) 成果の向上を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ
るべき水準に達していないと考えられ、施策内の事務事業を見直すことによりコ
ストを増加させずに成果の向上を目指す分野の施策

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果が一
定の水準に達していると考えられるため、成果を維持しつつも、施策内の事務事
業を見直すことによりコスト抑制を目指す分野の施策

(4) 市政の推進を支える施策

(1)～(3)の施策を推進しつつ、持続可能なまちとしてありつづけるため、その
すべての基礎となる人権・平和のまちづくりや、行政組織運営において必要不可
欠である財政運営や職員の能力向上、時代の変化にあわせた事務事業の改善、公
共施設マネジメント、情報の保護及び発信等の市政全体を支える基盤となる分野
の施策

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち 文教都市くにたち

「まちづくりの目標」
の実現

(1)重点施策（優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策）

次世代の育成

- ③安心して産み育てられる子育て支援
- ④すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援
- ⑤学校教育の充実

安心・安全の確保

- ⑨健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化

国立ブランドの向上

- ②①魅力あるまちづくりの推進
- ②④商工業振興と観光施策による市域経済力の強化

(2)成果の向上を目指す施策

- ②女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現
- ⑥文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護
- ⑩高齢期の充実した生活への支援
- ⑪しょうがいしゃの支援
- ⑫支え合いの地域づくりと自立支援
- ⑬防災体制の充実
- ⑮地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進
- ⑰環境の保全
- ⑳交通環境の整備

(3)現在の成果を維持すべき施策

- ⑦生涯学習の環境づくり
- ⑧スポーツの振興
- ⑭防犯対策の強化と消費生活環境の整備
- ⑯花と緑と水のある環境づくり
- ⑱ごみの減量と適正処理
- ⑲道路の整備と適正管理
- ②②地域特性を活かしたまちづくりの推進
- ②③下水道の整備・維持・更新
- ②⑤農業振興と農地保全の推進

(4)市政の推進を支える施策（持続可能なまち）

- ①人権・平和まちづくりの推進
- ②⑥変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営
- ②⑦情報の積極的な発信と共有・保護
- ②⑧将来にわたって持続可能な財政運営
- ②⑨公共施設マネジメントの推進

第5 令和5（2023）年度の各施策の方向性

■各施策の方向性

(0) 新型コロナウイルス感染症を始めとする急激な社会情勢の変化への対応

施策の方向性にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や急激な物価高騰等がもたらす社会経済環境変化の影響から市民の人権、健康及び生活を守り、行政運営を持続させるために必要な対策・支援を実施する。

(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）

- 3. 安心して産み育てられる子育て支援
- 4. すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援
- 5. 学校教育の充実
- 9. 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化
- 21. 魅力あるまちづくりの推進
- 24. 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化

(2) 成果の向上を目指す施策

- 2. 女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現
- 6. 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護
- 10. 高齢期の充実した生活への支援
- 11. しょうがいしゃの支援
- 12. 支え合いの地域づくりと自立支援
- 13. 防災体制の充実
- 15. 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進
- 17. 環境の保全
- 20. 交通環境の整備

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

- 7. 生涯学習の環境づくり
- 8. スポーツの振興
- 14. 防犯対策の強化と消費生活環境の整備
- 16. 花と緑と水のある環境づくり
- 18. ごみの減量と適正処理
- 19. 道路の整備と適正管理
- 22. 地域特性を活かしたまちづくりの推進
- 23. 下水道の整備・維持・更新
- 25. 農業振興と農地保全の推進

(4) 市政の推進を支える施策

- 1. 人権・平和のまちづくりの推進
- 26. 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営
- 27. 情報の積極的な発信と共有・保護
- 28. 将来にわたって持続可能な財政運営
- 29. 公共施設マネジメントの推進

(0) 新型コロナウイルス感染症を始めとする急激な社会情勢の変化への対応

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種が一定程度進んでいるものの、感染予防対策と社会経済活動の両立という課題や、これまでの感染対策による人と人との交流機会の減少、個人の生活様式の変化、長期化によるストレスの蓄積、様々な困難さの顕在化など、多くの問題が生じている。一方、海外情勢の変化による急激な原油等の価格高騰や円安進行により物価が高騰し、企業経営や市民生活へ影響を及ぼしている。このように、感染状況や社会情勢が急速に変化しており、行政に対しても機動的な対応が求められていることを踏まえ、市民の人権、生命、財産、健康及び生活を守るために必要な対策や支援を実施する。

- 新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関連する誹謗中傷や差別に対し、新たな人権問題としてソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ適切に対応していく。
- 市庁舎を始めとする公共施設での感染予防対策を徹底して行う。具体的には、施設来場者への検温・消毒の実施、定期的な換気、非接触型設備への改修等を行う。
- 市内の感染状況等に応じ、適切な自宅療養支援体制を構築し、相談や食糧・生活物資支援やパルスオキシメーターの貸出などの支援を行う。
- 長引くコロナ禍の影響及び物価高騰により、売上が減少した事業者や、生活が困窮することとなった世帯等に対し、国や都と連携しながら必要な相談・支援を実施する。
- 感染拡大防止のため、外出や会食等の自粛が長期間にわたって求められてきたことにより、市民活動や交流の機会が減少し、市民の心身の健康の悪化が懸念されることから、コロナ禍においても可能な形での活動や交流の機会の確保に努める。
- 感染拡大期においても行政運営を持続させるため、時差出勤の励行、在宅勤務制度の導入、職場での感染症対策の徹底、業務の効率化や業務継続計画（BCP）の見直し、ICTの積極的な活用等の取組を推進し、市職員の感染防止に努める。
- 感染状況等に応じ、必要となる措置や事業を実施するため、機動的に対応を行う。

次 世 代 の 育 成

これまで待機児童解消に向けた取組や子ども総合相談窓口の開設など、子育て家庭の多様なライフスタイルに対応し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに取り組んできた。令和 5（2023）年 4 月開業予定のくにたち未来共創拠点矢川プラスでは、多世代が交流しつつまちぐるみで子育てを行う拠点として、くにたち子どもの夢・未来事業団と連携しながら市の目指す幼児教育のさらなる推進を図る。さらに、学校教育においてはフルインクルーシブ教育の実現に向けた取組を加速させる。引き続き、子育て期の世帯を対象とする更なる支援の充実、文教都市にふさわしい教育水準の向上に向けて次の施策を推進するとともに、耐用年数の迫る施設等の整備・更新にも適切に対応する。

<基本施策 3 安心して産み育てられる子育て支援>

- これまで複数の認可保育所開設等の施設整備を行ってきたことや出生数の減少、新型コロナウイルス感染の影響等により、待機児童数は大幅に減少してきている。今後の出生数や保育ニーズの動向を注視しつつ今後の保育幼児教育施設の方向性についての検討を進める。
- 子ども総合相談窓口「くにサポ」を中心に、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」事業を実施する。医療的ケア児についても、「くにサポ」が中心となり、医療・福祉・教育と連携した支援を展開する。
- 令和 5（2023）年度のくにたち未来共創拠点矢川プラス（以下「矢川プラス」という。）開設に合わせ、子ども家庭支援センターの虐待対応機能を本庁に移すことによって、児童福祉と母子保健の相談支援体制の再構築を図る。
- 令和 6（2024）年度に開設予定の国立駅南口子育て支援施設について、管理運営に向けた準備・検討を行う。
- くにたち子どもの夢・未来事業団の運営支援を行うとともに、同事業団へ移管された矢川保育園の運営について、民営化による人的・財的効果及び保育内容の評価検証を行う。
- すべての子どもが安心して医療を受けることができるよう、こども医療費助成制度における対象者を高校生相当まで拡大し、さらに現行制度の所得制限を撤廃する。

＜基本施策 4 すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援＞

- 令和 4（2022）年度中の制定を目指している（仮称）子ども基本条例に基づき、子どもの権利に関する機運醸成や更なる子どもの良好な環境づくりの取組を進める。
- 建設中の矢川プラスを令和 5（2023）年 4 月に開設し、子育て世代のみに留まらない世代間交流を推進し、まちぐるみ・地域ぐるみで子育て、子育てを促進する発信の場とする。
- 乳幼児期から「非認知能力」の向上の視点を取り入れ、子どもの力を伸ばす幼児教育推進プロジェクトについては、くにたち子どもの夢・未来事業団と連携・協力しながら矢川プラスに幼児教育センターを設置し、プロジェクトの拡充を目指す。
- 矢川プラス内の新児童館の整備に合わせて、市内における児童館を中心とした子どもの居場所のあり方についての方向性を検証する。
- 不登校状態にある児童・生徒への支援については、当事者が自身の生き方について多様な選択肢があることを認識し、自身にあった生き方が選択できるようにすることが大切である。そのための家族支援や当事者への訪問支援、居場所支援などについて、教育機関や地域団体とも連携を進めながら展開を図る。
- 子ども人権オンブズマンによる子どものための相談体制が整備され、周知・啓発を行っている。子ども人権オンブズマンへの子ども自身からの相談を受けやすくするための工夫を行うとともに引き続き周知・啓発を行う。

＜基本施策 5 学校教育の充実＞

- 国立市立小・中学校の学力向上、体力向上をはじめとする取組による成果は、近隣他市と比較しても高水準を維持している。引き続き ICT 環境の整備等を進め、学力向上、体力向上の取組を推進する。
- 児童・生徒一人当たり 1 台のタブレット PC やデジタル教科書を活用し、また端末の家庭への持ち帰りの日常化を図ることで、個別に最適化された教育などの次世代の学校教育を実施する。
- しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒もできる限り同じ場で共に学び、成長できる学校教育を目指す「フルインクルーシブ教育」の実現に向けて、令和 4 年度に開催する「国立市のフルインクルーシブを語る会」で協議された内容を踏まえ、その方向性を定める。
- 児童・生徒が持つ能力を最大限発揮できるよう個別支援のための環境整備を進めるため、現在の教育センターに学校支援センター、小学校教育支援室及び就学相談機能を統合して（仮称）国立市総合教育センターとして整備し、令和 5（2023）

年 9 月に開設する。

- 発達に課題のある児童・生徒や様々な事情から不登校となる児童・生徒を始めとして、従来型の学校教育では対応しきれない児童・生徒の教育の保障という観点から、学校の教室だけに限らない多様な学びの場の確保について、関連事業との連携を図りながら取組を進める。
- 国立第二小学校の建替えについては、既存のプール解体工事及び新校舎の建設に着手する。また、他の市立小中学校についても、建替えの時期等について検討を進める。
- 学習環境を向上させるため、引き続き非構造部材耐震化対策等工事などの施設整備を進める。
- PFI 事業により建設を進めている新学校給食センターを完成させ、令和 5（2023）年度 2 学期から新センターによる給食提供を開始する。また、既存の学校給食センターの解体工事を行う。

安 心 ・ 安 全 の 確 保

既に高水準にある治安の良さは引き続きその水準を維持するように取り組むとともに、団塊世代が後期高齢者となる令和 7（2025）年以降は医療・介護の需要がさらに高まることが予想されることから、先進的に取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築を発展させるとともに、だれもが安心して出歩くことのできるまちづくりを進め、全世代の健康づくりを戦略的に推進する。

市民が心豊かに暮らし、いきいきと活動し、新しいことに挑戦し、日常の楽しみや幸せを感じ取るための土台というべき「安心・安全」の確保に向けて、災害対策はもとより、道路や公共施設などのインフラ整備や、地域で支え合い活力を創出するコミュニティづくりを推進する。

＜基本施策 9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化＞

- 市民に最も近い基礎自治体として、市民の健康を守るため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に保健所や国立市医師会等と連携しながら全力を挙げて取り組む。
- （仮）健康まちづくり戦略を策定し、まちづくりの根幹に広義の健康である well-being を据え、より良い生活を送るための仕組みをまちに取り入れていくことで、団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和 7（2025）年を目前に控え、伸び続ける医療及び介護の需要を抑制し、市民の健康度を向上させることを目指す。
- 感染症、生活習慣病、フレイル（虚弱）などを自分の体に引きつけて考え、主体的に健康悪化予防のための行動が取れるよう、市民のヘルスリテラシー向上に取り組む。
- 在宅療養支援の推進に向けて市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、コロナ禍を契機として令和 4（2022）年度に在宅療養の専門医師を非常勤特別職として設置したが、引き続きその助言を受けつつ取組を推進する。
- 高齢者の医療、健診、介護情報等を分析し、客観的なデータに基づいた適切な介護予防の取組を実施することにより健康寿命を延伸するよう、保健事業と介護予防事業の一体的実施に取り組む。
- 胃がん検診の一つとして導入した胃内視鏡検査の効果を検証し、さらなる活用を検討する。
- 平成 30（2018）年度に策定した地域医療計画に基づき、医学的処方のみならず、地域とのつながりや活動等の紹介を通じ健康を維持・改善するための「社会的処方」の普及に向けた取組を行う。

国 立 ブ ラ ン ド の 向 上

緑あふれる景観や自然、個性ある賑わいは国立市の大きな魅力のひとつである。今後、活力のあるまちとして持続的に発展し、国立ブランドを高め、シビックプライドの醸成による「住み続けたいまち」に向けて、国立駅周辺地域、富士見台地域、南部地域のそれぞれの持つ魅力を高めるまちづくりを推進する。

また、再築工事が完了した旧国立駅舎や旧本田家住宅等の貴重な文化財を活用してまちの魅力を高めるとともに、市民生活を豊かにし、都市を彩る文化・芸術分野の施策を推進する。

＜基本施策 21 魅力あるまちづくりの推進＞

- 国立駅周辺整備事業では、くにたち駅前市民プラザのオープン、国立駅北口駅前広場の整備が完了し、令和 2（2020）年 4 月には旧国立駅舎が開業した。旧国立駅舎は、その運用について市民や関係者等の意見を聴きながら、にぎわいの交流の拠点、まちの魅力を集約し発信する拠点として活用する。
- 国立駅南口周辺地域については、東日本旅客鉄道株式会社との用地交換により、旧国立駅舎周辺の広場空間及び円形公園の整備に関する設計を実施する。また、国立駅南口子育て支援施設の整備を進める。
- 国立駅周辺道路の整備については、都市計画道路 3・4・10 号線（南工区）が令和 2（2020）年度に完成したが、引き続き国立駅南口駅前広場、東第 1 号線及び西第 1 号線の整備に取り組む。
- 富士見台地域のまちづくりについては、令和 3（2021）年 5 月に策定した「富士見台地域重点まちづくり構想」に示す「重点プロジェクト」を推進する。
- 「国立市南部地域整備基本計画」に掲げる南部地域の将来像「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」の実現に向け、施策を推進するとともに、令和 5（2023）年度で計画期間を満了する同計画の次期計画について策定を行う。
- 「市民生活を支える道路整備の推進」のため、市道優先整備路線の整備を進めるとともに、日常生活に密着した区画道路では生活の利便性向上、歩行者・自転車通行の安全性確保、通行支障の改善、消火活動の円滑化等を目的に、幅員 4 メートル未満の狭あい道路整備のための新たな制度を活用して、狭あい道路の解消に向けた取組を進める。
- 地域資源である農地、緑、水資源を保全、活用し、また歴史・文化・自然環境を活かして南部地域のまちづくりを推進する。
- 健康・医療・福祉のまちづくりの推進のため、踏切解消による安心安全な道路環

境の整備を行う J R 南武線連続立体交差事業について、事業主体である東京都が平成 30（2018）年 4 月に国より新規着工準備採択を受け、現在、都において鉄道立体化の構造形式や施工方法、交差する都市計画道路の構造等の検討を進めている。これに合わせ、市では都市計画道路 3・4・14 号線の整備を推進するとともに、矢川上土地区画整理事業の見直しに伴い、区画整理区域に計画区域が含まれる矢川上公園拡充整備並びに矢川駅周辺まちづくりに取り組む。

<基本施策 24 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化>

- 再築された旧国立駅舎を積極的に活用するとともに、商店街を超えた店舗の連携を促進させる補助制度を活用し、にぎわいの創出や来街者の増加を狙う。
- 伴走型の中小企業支援として、売上向上に向けたコンサルティングをワンストップで行う、全国で導入が進むビズモデルのノウハウによる「くにたちビジネスサポートセンターKuni-Biz」を中心に市内中小企業の支援を行う。
- 新型コロナウイルス感染症や原油を始めとする物価高騰の影響により打撃を受けた市内中小事業者の支援を行うとともに、まちの賑わいを取り戻すため状況に応じた方法でイベント等の開催を支援する。
- 市内商工・観光関連団体に対する支援を強化し、各団体と連携して市内経済の活性化を図る。
- 令和 2（2020）年度に設置した国立市観光大使や、市有施設等をロケーション撮影に活用するフィルムコミッション事業を通じ、市内外からの興味、関心を集めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら実際に市を訪れる人数の増加を図る。
- 都市間交流を推進している北秋田市及びイタリア共和国ルッカ市との間で、それぞれの地域の民間事業者による取組を活発化させることを目指し、関係者と協議、検討を行う。

(2) 成果の向上を目指す施策

＜基本施策 2 女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現＞

- 「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」に関し、市民、教育関係者、企業に対して理解促進を図る。
- 第 6 次男女平等・男女共同計画推進計画を策定し、さらなる施策の推進を図る。
- LGBTQ 施策について、令和 3（2021）年度から開始したパートナーシップ制度の運用を含め引き続き施策の充実を図る。
- 「くにたち男女平等参画ステーション パラソル」において、市民のニーズを捉えた相談事業及び啓発事業を実施する。
- DV 被害者支援施策について、被害者の個人情報管理体制、加害者対策等について、庁内の関連部署と情報の共有及び支援の強化を徹底する。
- 令和 4（2022）年 5 月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、女性パーソナルサポート事業により、民間支援団体との連携のもと困難な課題を持つ女性の自立支援策を充実させていく。

＜基本施策 6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護＞

- 寄贈を受けた旧本田家住宅の貴重な文化財については、保存活用計画を策定し、令和 2（2020）年 3 月には東京都指定文化財に指定された。令和 5（2023）年度に解体工事を完了し、引き続き復元工事に着手するとともに、周辺地域を含めた復元後の活用に向けた取組を進める。
- 市指定文化財である旧国立駅舎を活用して、その歴史を伝え、文化財に親しむことができる展示等を行うとともに、文化・芸術に関する展示やイベントの機会を創出していく。
- 国立市文化芸術条例及び国立市文化芸術推進基本計画に基づき、文化芸術施策を推進するため、事業を展開する。
- アートビエンナーレに代わる事業として文化・芸術を通じた人々の活動や交流を促進する「（仮称）くにたちアートプロジェクト事業」への支援を行う。

＜基本施策 10 高齢期の充実した生活への支援＞

- 住み慣れた地域で生活が送れるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していく必要がある。医療と介護の連携はもちろんのこと、フレイル予防や生活支援、意思決定支援などの取組を進める。
- 平成 30（2018）年度に策定した地域医療計画に基づいて施策を展開する。
- 令和 2（2020）年度に策定した第 8 期介護保険事業計画、第 6 次高齢者保健福祉計画に沿って各事業に取り組むとともに、第 9 期介護保険事業計画、第 7 次高齢

者保健福祉計画を策定する。

＜基本施策 11 しょうがいしゃの支援＞

- 国立市しょうがいしゃ計画、国立市しょうがい福祉計画について、次期計画を策定する。その中で、地域生活支援拠点等の整備や基幹相談支援センターの設置について検討を行う。
- 市内障害福祉サービス事業所間のネットワークづくりを推進する。
- しょうがいのある方自身による一般就労の実態把握に努めながら、就労支援を実施する。
- 児童発達支援センターを中心に、庁内で連携を図り発達障害児支援を充実させる。

＜基本施策 12 支え合いの地域づくりと自立支援＞

- 個々の生活課題に応じた支援プロセスを通じて支え合いの地域づくりを目指す。特に、再犯防止、成年後見制度利用促進等の個別の課題に対し、関連する計画の策定や条例の制定を進めることにより、ソーシャル・インクルージョンの理念のもと、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。
- 様々な支援団体等と連携し、コロナ禍における状況把握及び生活困窮者の自立支援の充実を図る。
- 地域づくりや地域での福祉的課題の解決を支援するため、国立市社会福祉協議会に CSW を 3 名配置している。また、国立市社会福祉協議会では平成 29（2018）年度にひきこもり家族会を立ち上げるなどひきこもりへの支援を行っている。引き続き CSW を配置するとともに、生活困窮者支援と連携し、子どもの貧困対策及びひきこもり対策を行う。
- 令和 4（2022）年度に策定予定の国立市第三次地域福祉計画に掲げた施策を推進する。
- 住宅確保要配慮者の居住支援に関し、不動産事業者等との連絡会を活用しつつ、住宅確保要配慮者の居住支援の取組を進める。

＜基本施策 13 防災体制の充実＞

- 令和 4（2022）年度に修正予定の「国立市総合防災計画」や、同じく策定予定の「国土強靱化地域計画」に基づき、防災・減災対策を推進する。
- 平成 29（2017）年度に策定した「減災対策推進アクションプラン」に基づき、既に実施している感震ブレーカー設置促進事業、老朽化ブロック塀撤去助成事業、地域配備消火器増設事業、家具転倒防止器具設置促進事業、防災教育推進事業、家庭用消火器配備促進事業のほか、スタンドパイプ配備強化事業等を実施する。
- 大規模な災害が発生した場合、流通の機能停止等により物資が不足する事態が想

定される。これに対応するため、国立市備蓄計画に基づき、生命維持に不可欠な品目から重点的に防災備蓄品の確保を進める。

- 国立市耐震改修促進計画及び国立市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを基に、木造住宅等の耐震化促進を図っている。国立市耐震改修促進計画は計画期間が令和 2（2020）年度までとなっており、これ以降の取組を含め、次期計画の策定を行う。
- 平成 30（2018）年度に避難行動要支援者名簿システムを導入したが、個別支援計画の作成を含めた実効的な避難支援体制の構築を早急に進める必要がある。また、災害時には、認知症や難病患者等の医療的ケアが必要な被災者が発生する。こうした被災者に対しては、避難所や医療の提供、医薬品の確保等、多くの課題が存在する。これらの課題に対応するため、支援のニーズについて調査・研究を進めるとともに、対応策について検討を行う。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、災害時における避難所運営においても感染防止策を講じる必要があることから、その運営方法について検討を行う。

<基本施策 15 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進>

- 地域コミュニティの活性化、多文化共生社会の実現に向け、取組の更なる充実を目指す。
- 社会的孤立や災害時対応など、地域の支え合いが必要な様々な地域の課題に対応できるように、社会福祉協議会と連携し、地域活動を支援するとともに、地域活動主体間の連携を促進する。
- 市民・地域・NPO・事業者等と行政がお互いに不足する部分を補い、協働の取組を推進するとともに、地域課題解決の担い手としてのソーシャルビジネス支援の検討を行う。

<基本施策 17 環境の保全>

- ゼロカーボンシティの実現に向け、令和 4（2022）年度策定の「国立市ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップ」を踏まえ、「国立市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）」及び「気候変動適応計画適応計画」を策定し、温室効果ガス削減に向けた対策を推進する。
- 再生可能エネルギー100%使用電力の導入を推進し、自ら率先的な取組を行う。
- 森林環境譲与税を活用し、友好交流都市である北秋田市とのカーボンオフセットの取組を行う。
- 環境ネットワーク会議を継続的に開催し、環境等団体間の情報共有、連携等に努める。

<基本施策 20 交通環境の整備>

- 令和元（2019）年度に策定した交通安全計画に基づき計画的に交通安全対策を推進する。
- 自転車の通行環境空間の整備や自転車活用推進を図るため、令和元（2019）年度に策定した自転車安全利用促進計画に基づき、自転車活用事業の推進及び自転車通行環境の改善を進める。
- 一橋大学と連携し福祉的交通の需要調査（パネル調査）の結果を分析し、高齢者、しょうがいしゃや単独では公共交通を利用できない移動制約者の移動支援の拡充を図る。

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

＜基本施策 7 生涯学習の環境づくり＞

- 国立市生涯学習振興・推進計画に基づき、関係機関と連携しながら事業を行う。
- 公民館主催事業や講座を中心に市民の学習意欲の向上を図る。また、若者支援事業や中高生の学習支援事業などを実施する。
- 第三次国立市子ども読書活動推進計画に基づき関係機関と連携しながら事業を行う。

＜基本施策 8 スポーツの振興＞

- 身近に行えるスポーツであり、健康づくりの方法として、ウォーキングや各種体操の普及に取り組むほか、誰もが遊び、運動することができるよう、公園への健康遊具やインクルーシブ遊具の設置に取り組む。
- 令和4（2022）年に設立された地域スポーツクラブ「くにたちエール」を支援し、地域におけるスポーツの振興を図る。

＜基本施策 14 防犯対策の強化と消費生活環境の整備＞

- 高齢者に対する特殊詐欺を未然に防止するため、立川警察署や国立市防犯協会等の関係機関と連携を強化するとともに、効果的な対策を推進する。
- 市民が自らの自覚と判断により消費者トラブルを回避できるようにするため、相談の実施や注意喚起・情報発信を強化することで、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指す。

＜基本施策 16 花と緑と水のある環境づくり＞

- 「里人会議」の開催、里山フェスタの実施等を通じて、同じ城山をフィールドとして各種事業を展開する団体等の相互の交流を深める。
- 「花と緑のまちづくり協議会」をはじめとする市民や団体と協働で各種事業を展開し、参加者同士のコミュニティの形成及び花と緑のまちづくりを進める。
- 令和元（2019）年度に策定した「大学通り緑地帯 桜の管理方針」に基づき、維持管理に努めるとともに市民への周知を図るとともに、大学通り緑地帯全体の維持管理・活用の全体方針を策定する。
- 中長期的な視点から、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を定める「国立市緑の基本計画」の改訂を進める。
- 令和元（2019）年度に定めた崖線の維持管理方針に基づき、適正な維持管理を進める。
- 老朽化ブロック塀撤去助成事業とあわせて生垣化へと誘導することにより、まちの安全性向上だけでなく緑化の推進も図る。

- 雨水浸透ますの設置助成事業を継続して実施するとともに、地下水かん養域調査の結果を活用しながら地下水のかん養に取り組む。
- 施設の老朽化が進む公園について、公園施設長寿命化計画を策定し、施設更新を進める。

＜基本施策 18 ごみの減量と適正処理＞

- EPRを柱とした5Rを推進することにより、ごみの発生抑制・責任主体による資源化を推進し、国立市を環境負荷の少ない循環型社会に近づける。
- 事業系廃棄物手数料の改定を令和2（2020）年4月に実施したが、引き続き排出事業者への分別指導を行い、適正排出及び再資源化を促進する。
- 販売店回収を行っている店舗の紹介やインセンティブが受けられる制度を実施し、消費者による販売店返却の周知に力を入れる。
- 「循環型社会形成推進基本計画」に関連し、食品ロス削減を推進する具体的な計画を定める。

＜基本施策 19 道路の整備と適正管理＞

- 国立駅周辺の道路等については、引き続き関係機関と協議を行い、順次調査・設計・工事を行う。
- 都市計画道路3・4・8号線の整備について、関連する都市計画道路事業の進捗に合わせ事業を進める。
- 道路等長期修繕計画に基づき、計画的に整備を行う。

＜基本施策 22 地域特性を活かしたまちづくりの推進＞

- 宅地化や都市計画事業が進捗した地域において、基盤整備の状況に応じた適切な土地利用を実現するため、見直しに関する方針をもとに住民の合意形成を図りながら、用途地域等の見直しを行っていく。
- 現状の良好な景観を保全するとともに、国立らしい街並みや景観をさらに向上させていくため、令和元（2019）年度に改訂した国立市景観づくり基本計画に基づき、大学通り沿道地区（商業・業務地区）の重点地区指定に向けた取組を進める。
- 令和2（2020）年度に特定空家等の認定基準を制定したが、空家等対策計画の策定に向けた検討を含め空き家の適正管理の指導を強化し、空き家の発生を抑制する。

＜基本施策 23 下水道の整備・維持・更新＞

- 令和元（2019）年度に策定した「国立市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、第1期分の改築工事を実施するほか、南部中継ポンプ場の施設の改築、修

繕及び維持管理を行う。

- 令和 2（2020）年 4 月 1 日から下水道事業は地方公営企業会計に移行した。これに伴い、安定的な下水道事業の継続を図るため、令和 2（2020）年度に策定した「国立市下水道事業経営戦略」に基づく事業運営を行う。

<基本施策 25 農業振興と農地保全の推進>

- 平成 29（2017）年 3 月策定の第 3 次農業振興計画にて決定した優先テーマについて、令和 3（2021）年度に行った中間見直しを踏まえつつ、順次取り組んでいく。
- 市民へのくにたち産野菜の PR を通して販売促進を図り、市内事業者等と連携しながら地産地消の取組を推進する。

(4) 市政の推進を支える施策

＜基本施策 1 人権・平和のまちづくりの推進＞

- 令和 4（2022）年度策定予定の「（仮）人権平和基本方針」を基に、人権・平和のまちづくりの取組をさらに推進する。
- 総合オンブズマン制度の一層の周知、定着を図り、子どもの人権オンブズマンでは子どもが相談しやすい体制づくりを検討する。
- 「平和の尊さ」、「戦争の悲惨さ」を継承していく事業のみならず、様々な手法を用いて、平和について考える機会を提供する。

＜基本施策 26 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営＞

- 令和 4（2022）年 7 月施行の組織改正による新たな体制の下、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和 3（2021）年 11 月に修正した第 5 期基本構想第 2 次基本計画に基づいた行政運営を行う。
- 社会の変化・成熟に伴って、いわゆる「縦割り」の対応では解決できない複雑かつ多様な社会的課題が増加し、複数の施策や部署を横断した展開が行政に求められている。具体的な一例として、生活の根幹である「食」に関する課題を多面的に捉え直し、計画的に事業を推進する。
- 国立市行財政改革プラン 2027 に基づき、行政改革の観点から AI・RPA 等のデジタル技術を積極的に活用するなど、行政手続のデジタル化・オンライン化の検討を中心に各取組を推進する。
- 令和 4（2022）年度に見直しを行う予定の「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」に基づき、引き続き定員管理及び時間外勤務の適正化を進める。
- 令和 2（2020）年度に改定した人材育成基本方針に基づき、人事評価を連動させた体系的な能力開発を行う。
- 国の進める自治体情報システムの標準化・共通化に対応し、令和 7（2025）年度末までに 20 の業務システムを標準準拠システムに移行するため、令和 4（2022）年度に策定した計画に基づき庁内の情報システムの調達準備を進める。また、令和 4（2022）年度に策定予定の「（仮称）国立市 DX 推進計画」に基づき、個人情報保護の徹底やデジタル・ディバイドへの配慮を十分に行った上で、行政手続のデジタル化・オンライン化を中心とした「自治体 DX」に取り組んでいく。
- 北秋田市、イタリア共和国ルッカ市との都市間交流については、今後、地域間の連携による課題解決、多文化共生社会の実現、国立市の魅力の再発見・課題の再認識、文化・芸術振興及び産業振興等に資するため、具体的な交流事業を検討・実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつも持続可能な行政運営を行うため、デジタル化の推進、必要な設備や人員の配置、職員の勤務体系や内部制

度の構築を実施し、危機対応力を向上させるとともに行政機能を維持する。

<基本施策 27 情報の積極的な発信と共有・保護>

- ホームページの内容を充実し、市の広報をより推進できるような仕組みを研究する。
- ツイッター、LINE、YouTube 等 SNS のさらなる活用を図り、ターゲットを絞った情報発信の仕組みを構築する。
- 国立新書シリーズの作成及び配布、販売を通じ、市の取組をシティプロモーションの観点から効果的に PR し、市全体のイメージ向上とシビックプライドの醸成を図る。
- 各課で保有している行政データをオープンデータとして整理し、広く公開していく。

<基本施策 28 将来にわたって持続可能な財政運営>

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた予算編成を行うとともに、さらなる財政健全化の取組を検討する。
- 令和 4（2022）年度に見直しを行う予定の「職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画」の年次計画を達成できるよう取組を進める。
- 国保財政健全化計画書に基づき計画的に赤字解消を実行する。
- 新地方公会計制度に則った財務諸表のさらなる活用を行う。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した適正な市税等徴収業務を行うとともに、市債権についても「地方自治法」、「国立市債権管理条例」に基づいた適正な管理を行う。
- 電子申告及び地方税共通納税のさらなる推進を行う。

<基本施策 29 公共施設マネジメントの推進>

- 総合管理計画に基づく個別施設計画である「公共下水道ストックマネジメント基本計画」、「道路等長期修繕計画」、「公園施設長寿命化計画」、「学校施設整備基本方針」、「公共施設再編計画」について、関連する政策等と連携しながら、計画を基にした取組を進める。
- 公共建築物やインフラ施設の安心安全の維持に努めるとともに、公募型市場調査など広く民間事業者の意見や考えを受け止める機会や、ノウハウ等を活かせる環境づくりによる公民連携の推進を図り、市の財源増加策や市民サービスの向上へ向けた事業の取組を進める。
- 「富士見台地域重点まちづくり構想」を踏まえ、市役所本庁舎を始めとした公共施設の再編について、方向性等の検討を進める。

第 6 令和 5 (2023) ～令和 8 (2026) 年度実施計画の策定について

(1) 策定の目的

実施計画は、行財政の均衡と事業の優先度等を精査した具体的な行財政計画である。第 5 期基本構想及び同構想第 2 次基本計画に掲げるまちづくりの目標を実現することを目的とし、健全な財政運営と効果的・効率的な行政運営に資するために策定する。

(2) 実施計画の計画期間

令和 5 (2023) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 4 か年とする。

(3) 実施計画の基本的考え方

- ① 計画事業を年度別に示すとともに、これを裏付ける財政計画を明らかにし、事業の具体化に向けた施策についても十分配慮した計画とする。
- ② 毎年度の実績及び社会経済環境の変化に弾力的に対応していくため、ローリング方式を採用することを前提とした計画とする。
- ③ 経常事務事業と政策的事業とを一体化した行財政の全体計画とし、予算編成のベースとなる計画とする。
- ④ 本経営方針に基づき、4 か年の計画期間に優先的に行うべき事業を厳しく精査した計画とする。
- ⑤ 今後策定する中期財政収支見通しと整合が図られた計画とする。

(4) 計画事業の見積もりの考え方

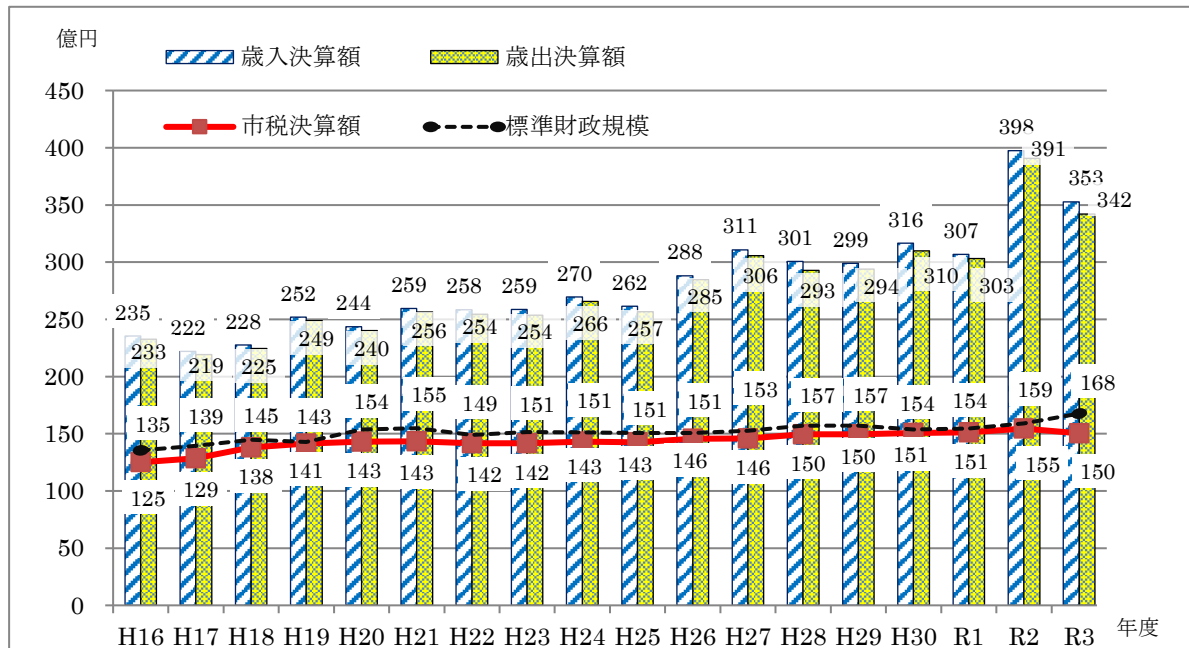
- ① 下記の事業について見積もること。
 - ア. 本行政経営方針における各重点施策の推進に資する事業
 - イ. 本行政経営方針において成果の向上を目指す施策のうち、施策内の事務事業の見直しをあわせて行うことのできる事業
 - ウ. 前実施計画で採択されている計画事業のうち、社会・経済環境の変化を的確に把握・再検討した中で、確実に成果が向上する事業
 - エ. 新型コロナウイルス感染症対策として必要な事業
 - オ. その他、真に必要な政策性のある事業
- ② 計画事業が方針に沿った事業であるかどうか確認するとともに、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき、ソーシャルインクルージョンの理念の下、その目的、内容及び実施方法等を検討すること。
- ③ 事業目的を効果的・効率的に達成できる方法となるよう検討するとともに、費用（コスト）対効果（サービス）の十分な検討を行うこと。特にコストについては、

中長期的な視野に立ち、事業全体コストを明らかにする中で、それに見合う効果が得られるかどうか十分検討したうえで見積もりを行うこと。

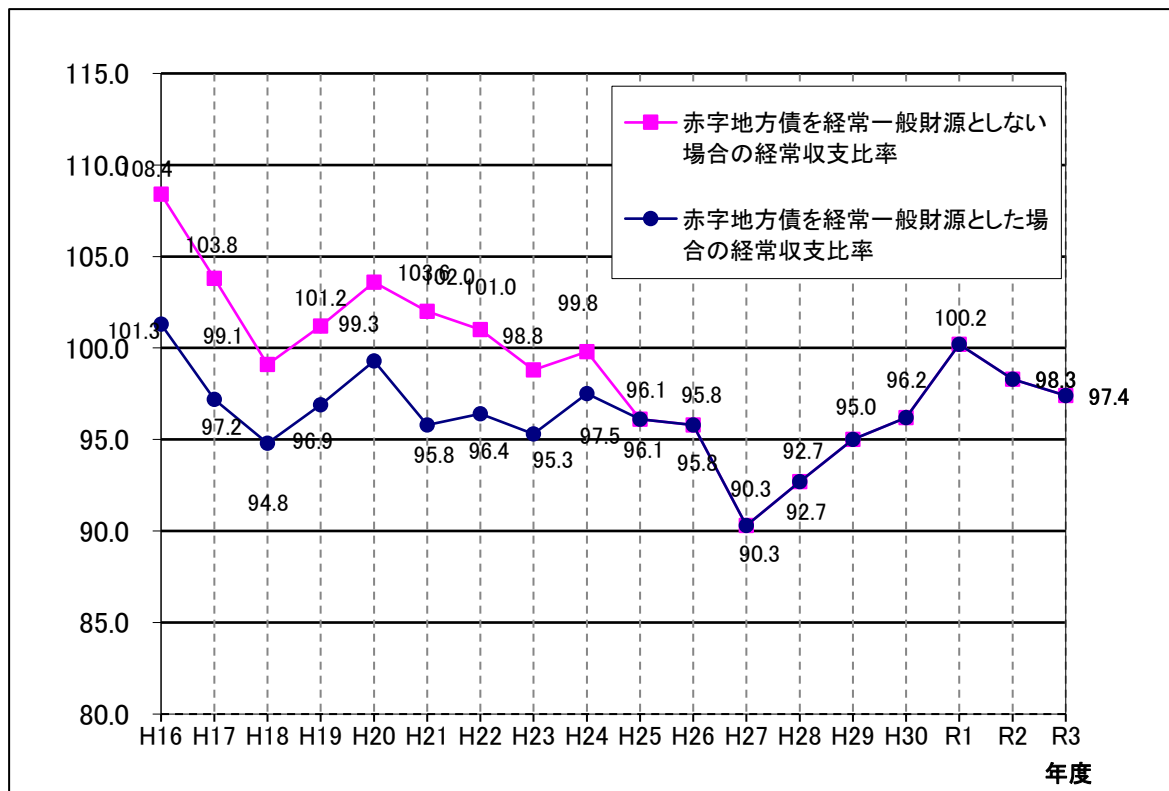
- ④ 財政状況については健全化の努力を行っているが、扶助費や医療・介護給付の伸びは続くことが見込まれ、また老朽化した市有施設の改修などの費用を考慮すると、まだ予断を許さない状況であることから、前実施計画で採択されている計画事業であっても、財源措置できない場合には、実施時期の繰り延べ等を行うことがある。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済状況の見通しが不透明であることから当面の歳入減と歳出増のリスクを考慮する必要があるため、事業実施の必要性及び時期について厳しく精査を行うこと。
- ⑤ 計画年次を検討する際、その年度に着手・実施しなければならない理由を明らかにしたうえで見積もりを行うこと。また、実施計画の計画期間を超えて事業を継続する場合は、その終期を明らかにするとともに、実施期間の終期までの各年度の事業費及び事業効果を含む全体計画を明らかにしたうえで見積りを行うこと。
- ⑥ 人件費比率が他市と比較して最も高い水準となっており、抑制を図る必要があることから、新規事業や拡充を行う事業を企画するに当たり、正規職員のみならず会計年度任用職員についても人員増を前提としないように見積りを行うこと。
- ⑦ 行政評価を活用した事務事業の改革・改善を進めるとともに、事務事業の廃止、統合、組み換えについて積極的に検討すること。また、国立市行財政改革プラン 2027 に示す取組みを積極的に推進すること。
- ⑧ 新規計画事業の予算については、実施計画として採択されたものにつき各年度当初予算に計上することを原則とし、計画事業相当の事業について年度途中の補正予算で対応するものは法令や国・都制度の改正等によるものや、真に緊急やむを得ない場合に限るものであること。
- ⑨ 上記のほか、効果的・効率的な行政運営と財政健全化を実現するため次の点に留意すること。
 - ア. 行政、市民、NPO 等の役割分担を確認するとともに、人材を含め地域資源を最大限活用すること。
 - イ. 受益と負担の均衡に配慮すること。
 - ウ. 市税収入をはじめとした自主財源及び事業の特定財源の確保について、最大限の努力をすること。

【参考資料】

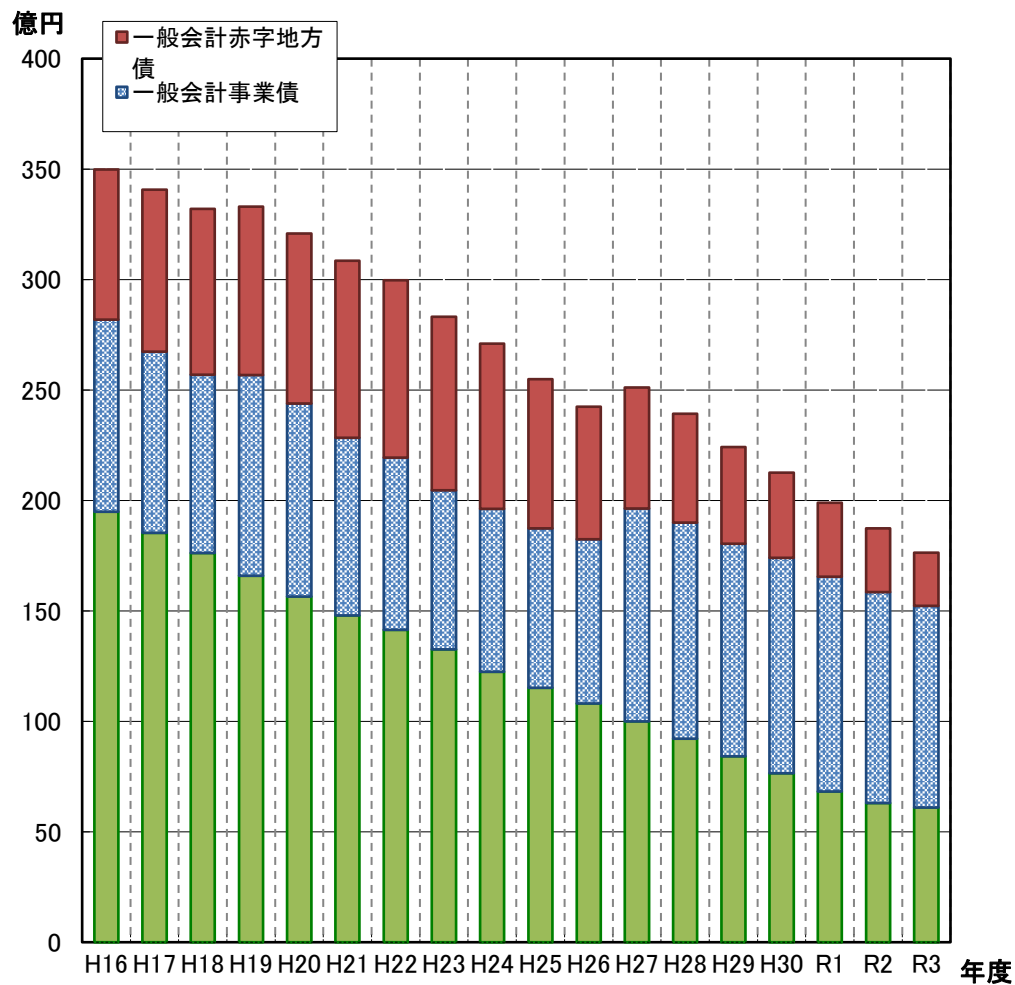
【図1 決算額の推移（一般会計）】



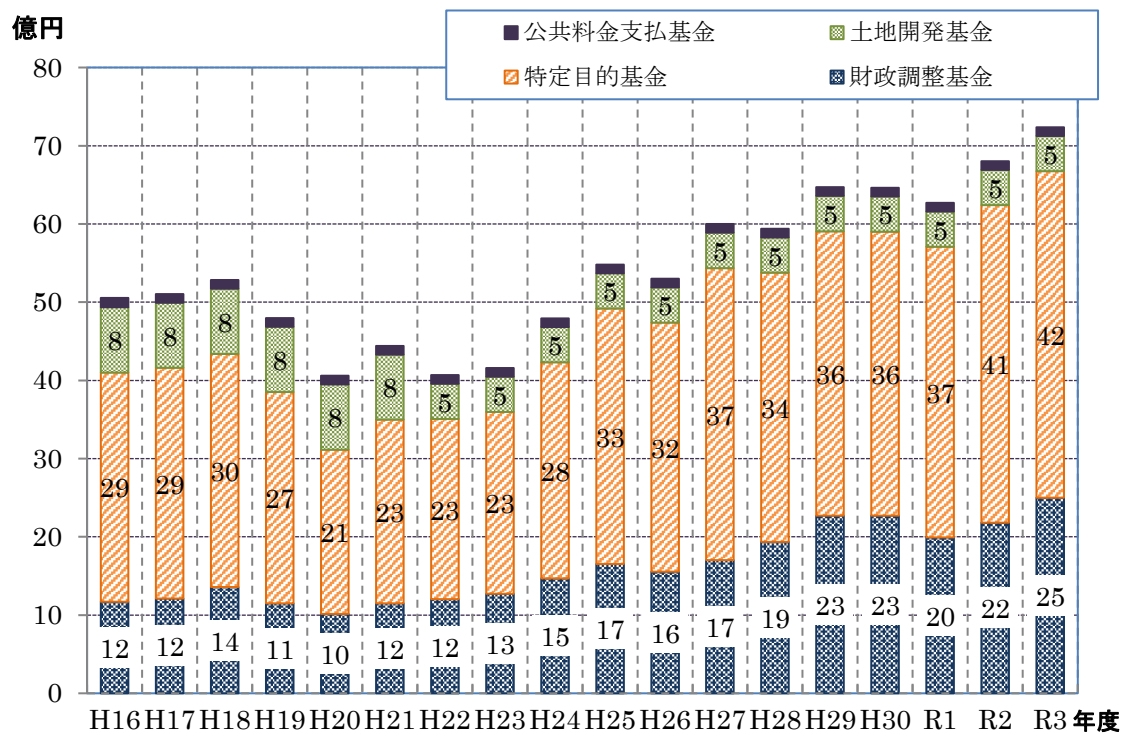
【図2 経常収支比率の推移】



【図3 地方債残高の推移】



【図4 基金残高の推移】



【行政経営方針策定の経過】

日 時	内 容
令和４年４月	【事務事業評価】 ○各課が事務事業マネジメントシートを作成することにより事務事業評価を実施した。
令和４年５月３１日 ～６月２０日	【施策評価】 ○基本計画に定められている全２９施策について施策ごとに令和３年度の評価及び今後の方向性について、施策統括課長が施策マネジメントシートを作成することにより施策評価を実施した。
令和４年８月８日	【施策優先度評価会議】 ○施策評価の結果を受け、各施策の方向性及び令和５年度の重点施策について議論を行った。 ○会議出席者：理事者及び部長職
令和４年８月２５日	【庁議】 ○行政経営方針（案）の審議を行った。
令和４年８月２９日	【決定】 ○庁議で合意された内容にて正式に行政経営方針として決定した。